

議員提出第10号議案

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年9月28日

安城市議会議員	野	場	慶	徳
〃	神	谷	清	隆
〃	近	藤	正	俊
〃	杉	浦	秀	昭
〃	後	藤	勝	義
〃	坂	部	隆	志
〃	宮	川	金	彦
〃	深	津	忠	男
〃	桐	生	則	江

—提案理由—

この案を提出したのは、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、併せて、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に要望するため。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じられてきた。

しかし、地方自治体では私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、財政危機を理由として平成11年度に経常費助成（一般）の削減がなされた。その後、県の私学関係予算は国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財源措置（国基準単価）を下回るに至った。そのため、少子化による生徒減とも重なって、多くの私立学校の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、県下では、初年度納付金で63万円をこえ、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約49万円にものぼっている。さらに昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等が著しく損なわれている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。今年度から高校無償化の方針の下、公立高校のみが無償化された。私学へも一定の就学支援金が支給され、保護者の負担は昨年度より軽減したものの、今なお私学の生徒と保護者は公私格差を強いられている。また、公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。教育の公平の実現にむけて、公立高校無償化に見合う水準で保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育の良さを一層発揮していくためには、私立高校への就学支援金の拡充と、教育条件の維持・向上をはかるための経常費助成の拡充が必要と考える。

よって、国におかれては、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、併せて、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

安城市議会

議員提出第 1 1 号議案

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

上記の意見書を愛知県に提出する。

平成 2 2 年 9 月 2 8 日

安城市議会議員	杉	浦	秀	昭
〃	神	谷	清	隆
〃	近	藤	正	俊
〃	野	場	慶	徳
〃	後	藤	勝	義
〃	坂	部	隆	志
〃	宮	川	金	彦
〃	深	津	忠	男
〃	桐	生	則	江

—提案理由—

この案を提出したのは、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを県へ要望するため。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においても、学費と教育条件の公私格差是正と父母負担軽減を目的として「経常費2分の1助成」、「授業料助成」など各種助成措置を講じられてきた。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、単価では増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財源措置（国基準単価）を下回るに至った。そのため、少子化による生徒減とも重なって、多くの私立学校の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、県下では、初年度納付金で63万円をこえ、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約49万円にものぼっている。さらに昨今の不況も重なって、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等が著しく損なわれている。

このような状況下で、今年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が支給された。もしこの支援金が県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減されるが、県は深刻な財政難を理由に県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙Ⅰ（年収約610万円未満）・乙Ⅱ（年収約840万円未満）では、公立が11万8800円軽減された一方で、私学助成は2万4000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。また、公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

よって、愛知県におかれては、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立されることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

安城市議会